



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	2
○ 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任	3
○ 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長職務代理者の選任	3
○ 衆議院議員総選挙の竹富町の投票期日	3
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	4
○ 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	4
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙の色	4
○ 衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色	4
○ 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色	4
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙運動費用支出制限額	4
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスターを掲示することができる日	5
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所	5
○ 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所	5
○ 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会の日時及び場所	6
○ 衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載順序を定めるくじ を行う日時及び場所	6
○ 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程	6
○ 選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示	12
○ 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示	12
○ 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される 裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程を廃止する訓令	15
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長の事務を行う場所	15
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	15
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長の事務を行う場所	16
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	16
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長の事務を行う場所	16
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	16
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長の事務を行う場所	16
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	17
○ 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の事務を行う場所	17
○ 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	17

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総

数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和6年沖縄県選挙管理委員会告示第26号は、廃止する。

令和6年10月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,513
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,955
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,971
うるま市選挙区	33,328
沖縄市選挙区	37,410
宜野湾市選挙区	26,341
浦添市選挙区	30,526
那覇市・南部離島選挙区	88,078
豊見城市選挙区	16,958
島尻・南城市選挙区	36,261
糸満市選挙区	16,165
宮古島市選挙区	15,324
石垣市選挙区	14,814
国頭郡選挙区	17,917
中頭郡選挙区	41,788

沖縄県選挙管理委員会告示第30号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙区の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	種別	氏名	住所
沖縄県第1区	選挙長	武田昌則	那覇市
	選挙長職務代理者	石井康貴	那覇市
沖縄県第2区	選挙長	高江洲義直	那覇市
	選挙長職務代理者	金城幸樹	那覇市
沖縄県第3区	選挙長	勝連盛博	うるま市
	選挙長職務代理者	親富祖英二	浦添市
沖縄県第4区	選挙長	金城尚子	浦添市
	選挙長職務代理者	平安名栄志	浦添市

沖縄県選挙管理委員会告示第31号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により選挙分会長及び選挙分会長職務代理者を次のとおり選任した。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
選挙分会長	武田昌則	那覇市
選挙分会長職務代理者	勝連盛博	うるま市

沖縄県選挙管理委員会告示第32号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）第 27 条第 2 項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第 122 号）第 15 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により審査分会長及び審査分会長職務代理者を次のとおり選任した。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
審査分会長	高江洲義直	那覇市
審査分会長職務代理者	金城尚子	浦添市

沖縄県選挙管理委員会告示第33号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院議員総選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 56 条の規定により次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

全投票区 令和 6 年 10 月 26 日

沖縄県選挙管理委員会告示第34号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年 10 月 15 日 午後 6 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第35号

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第 6 項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年10月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年10月15日 午後 5 時30分
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第36号

令和 6 年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第 6 項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年10月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年10月16日 午後 5 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第37号

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和 6 年10月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

用紙の色 あさぎ
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第38号

令和 6 年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和 6 年10月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

用紙の色 ピンク
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第39号

令和 6 年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和 6 年10月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

用紙の色 うぐいす
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第40号

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194

条第 1 項の規定による各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	選挙運動に関する支出金額の制限額（候補者 1 人につき）
沖縄県第 1 区	23, 063, 500円
沖縄県第 2 区	23, 539, 500円
沖縄県第 3 区	23, 853, 200円
沖縄県第 4 区	27, 978, 500円

沖縄県選挙管理委員会告示第41号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

ポスターを掲示することができる日 令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会告示第42号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	日時	場所
沖縄県第 1 区	令和 6 年 10 月 30 日 午前 9 時 30 分	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階第 4 会議室
沖縄県第 2 区	令和 6 年 10 月 30 日 午前 9 時 30 分	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階第 1 会議室
沖縄県第 3 区	令和 6 年 10 月 30 日 午前 9 時 30 分	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 11 階第 1 会議室
沖縄県第 4 区	令和 6 年 10 月 30 日 午前 9 時 30 分	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 11 階第 2 会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第43号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年 10 月 30 日 午前 10 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階第 4 会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第44号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年 10 月 30 日 午前 10 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階第 1 会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第45号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年 10 月 15 日 午後 5 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第46号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程を次のように定める。

令和 6 年 10 月 15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程**目次**

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 投票及び開票（第 4 条—第 11 条）
- 第 3 章 審査分会（第 12 条—第 14 条）
- 第 4 章 裁判官の氏名等の掲示（第 15 条—第 18 条）
- 第 5 章 審査公報の発行（第 19 条・第 20 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）第 1 条に規定する審査に関する事務の取扱いについては、同法、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第 122 号）その他の法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（経由）

第 2 条 この告示の規定により、開票管理者から沖縄県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）又は審査分会長に送付し、又は報告しなければならないものは、当該市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）（数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区にあっては、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村委員会とし、その協議が調わない場合には県委員会が指定した市町村委員会とする。次項において同じ。）を経由しなければならない。

- 2 前項の場合において、市町村委員会は、集計すべきものについては集計表を付するものとする。

（告示方法）

第 3 条 審査分会長のする告示は沖縄県公報に登載して行うものとし、投票管理者、開票管理者及び市町村

委員会のする告示はその事務を行う市町村の告示式の例により行うものとする。

第 2 章 投票及び開票

(投票所事務従事者等)

第 4 条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票所の事務に従事する者又は開票事務に従事する者は、それぞれ最高裁判所裁判官国民審査法（以下「法」という。）第 1 条に規定する審査（以下「審査」という。）における投票所の事務に従事する者又は開票事務に従事する者となるものとする。

2 前項の規定は、市町村委員会が、審査における投票所の事務に従事する者又は開票事務に従事する者を選任することを妨げない。

(投票所及び開票所の標札)

第 5 条 投票所及び開票所の入口には、別記第 1 号様式に準じた標札を掲げなければならない。

(裁判官が退官等した場合における掲示の様式)

第 6 条 法第 14 条の 2 第 3 項の規定による掲示は、別記第 2 号様式に準じて行うものとする。

2 法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同条第 3 項の規定による掲示は、別記第 3 号様式に準じて行うものとする。

(開票立会人の選任)

第 7 条 法第 19 条第 2 項ただし書の規定により開票管理者が開票立会人を選任しようとするときは、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における法第 8 条の選挙人名簿に登録された者のうちから予定者を選び、あらかじめ承諾書を徴しておかなければならない。

(投票の点検及びその結果の報告)

第 8 条 開票管理者が審査の投票を点検する場合における集計表及び投票効力決定表の様式は、別に定める。

2 開票管理者は、法第 21 条の規定によりその結果を報告するときは、別記第 4 号様式による。

(投票等の保存及び処分)

第 9 条 市町村委員会は、法第 24 条又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令（以下「令」という。）第 11 条第 1 項の規定により審査の投票を保存するときは、堅牢な容器に収納して封印しなければならない。

2 市町村委員会は、前項の審査の投票の保存期間が終了したときは、速やかに廃棄処分（焼却又はこれに準ずる処分をいう。次項において同じ。）しなければならない。

3 市町村委員会は、第 11 条の規定によりその例によることとされる選挙管理事務執行取扱規程（昭和 63 年沖縄県選挙管理委員会告示第 3 号）第 54 条第 1 項の規定により返付を受けた審査に用いなかった投票用紙について、令第 6 条第 2 号又は第 11 条第 1 項第 2 号に規定する期間が経過したときは、速やかに廃棄処分しなければならない。

(選挙の投票を行わない場合)

第 10 条 法第 25 条第 1 項の規定により審査を行う場合における審査の投票及び開票に関しては、選挙管理事務執行取扱規程第 31 条（第 82 条において準用する場合を含む。）、第 32 条第 1 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条（第 3 項を除く。）、第 39 条、第 68 条及び第 69 条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 31 条	令第 25 条	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第 122 号）第 12 条において準用する令第 25 条
第 32 条第 1 項	法第 38 条（投票立会人）第 1 項	最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）第 25 条第 3 項
	市町村委員会は、各投票区ごとに選任すべき投票立会人の数を定め、選挙権	投票管理者は、審査権
第 33 条第 1 項	法第 41 条（投票所の告示）第 1 項及び第 2 項	最高裁判所裁判官国民審査法第 25 条第 2 項において準用する法第 41 条（投票所の告示）第 1 項

		及び第 2 項
第33条第 2 項	前項	最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程第10条において準用する前項
第34条第 1 項	法第40条（投票所の開閉時間）第 2 項	最高裁判所裁判官国民審査法第25条第 2 項において準用する法第40条（投票所の開閉時間）第 2 項
第34条第 2 項	法第40条第 2 項	最高裁判所裁判官国民審査法第25条第 2 項において準用する法第40条第 2 項
第68条	法第64条	最高裁判所裁判官国民審査法第25条第 2 項において準用する法第64条
第82条において準用する第31条	令第25条（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第12条において準用する令第68条（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

2 前項の投票及び開票においては、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市町村委員会は、投票所の事務に従事する者及び開票事務に従事する者を選任しなければならない。

3 第 7 条の規定は、法第25条第 4 項の規定により開票管理者が開票立会人を選任しようとするときに準用する。

（投票及び開票に関するその他の事項）

第11条 この告示において定めるもののほか、審査の投票及び開票に関しては、選挙管理事務執行取扱規程中の衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

第 3 章 審査分会

（審査分会事務従事者）

第12条 県委員会は、審査分会の事務に従事する者を選任しなければならない。

（審査分会場の標札）

第13条 審査分会場の入口には、別記第 5 号様式に準じた標札を掲げなければならない。

（審査分会に関するその他の事項）

第14条 選挙管理事務執行取扱規程第68条、第72条及び第84条の規定は、審査分会について準用する。

第 4 章 裁判官の氏名等の掲示

（裁判官の氏名等の掲示の場所及び様式）

第15条 法第52条第 1 項の規定による掲示（以下「裁判官の氏名等の掲示」という。）の場所は、市町村委員会において定めなければならない。

2 裁判官の氏名等の掲示は、別記第 6 号様式に準じてしなければならない。

（裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い）

第16条 令第20条第 1 項の規定による消除は、当該消除に係る者の氏名及び令第19条第 2 項に規定する任年月日等の欄に縦 2 本の朱線を引き、「退官」又は「死亡」と朱書することその他これに準ずる方法により行うものとする。

2 令第20条第 2 項の規定による変更は、当該変更に係る審査に付される法第 1 条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）の氏名の欄に縦 2 本の朱線を引き、当該変更後の氏名を記載することその他これに準ずる方法により行うものとする。

（天災等による裁判官の氏名等の掲示の中止）

第17条 天災その他やむを得ない理由により裁判官の氏名等の掲示をすることができないと認める場合は、掲示の場所を変更し、又はこれを中止することができる。

（裁判官の氏名等の掲示に関するその他の事項）

第18条 選挙運動及び政治活動事務取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号）第47条第 3 項及

て、審査に付される裁判官としてその氏名が
裁判官国民審査法第五条第三項（第五条第五
項）に該当し、審査に付されないこととな
る場合には何も書かないでください。

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行
うこと。

第 3 号様式（第 6 条関係）

注意
最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官〇〇〇は、何年何月
何日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××と
して印刷されています。

何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行
うこと。

第 4 号様式（第 8 条関係）

何年何月何日

最高裁判所裁判官国民審査

沖縄県審査分会長 氏 名 殿

何市（町）（村）（何開票区）開票管理者
氏 名 印

開票結果報告書

何年何月何日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票の点検結果について、最高裁判所裁判官国民審査法第21条の規定により開票録の写しを添えて報告します。

第 5 号様式（第13条関係）

最高裁判所裁判官国民審査
沖縄県審査分会場

備考

- 1 大きさは適宜とする。
- 2 いずれの審査に係る標札であるかを表示する際には、「何年何月何日執行最高裁判所裁判官国民審査」、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

第 6 号様式（第15条関係）

				氏（ふり がな） 名	国民審査に付される最高裁判所裁判官 何市（町）（村）選挙管理委員会
				最高裁判所裁判官に 任命された年月日	

備考 最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和23年総理庁令第29号）第7条に規定する場合には、同条に規定する事項を記載しなければならない。

第 7 号様式 (第19条関係)

何年何月何日執行	最高裁判所裁判官国民審査公報	沖縄県選挙管理委員会

備考

- 1 掲載欄は、審査に付される裁判官の数に応じてその都度定める。
- 2 審査に付される裁判官の数に応じて、用紙の両面を使用し、枚数を増加することができる。
- 3 審査に付される裁判官の法第 5 条第 1 項に規定する告示番号を掲載することができる。

沖縄県選挙管理委員会告示第47号

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年10月15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示

選挙管理事務執行取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「及び審査分会長」を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年10月15日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会告示第48号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年10月15 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 5 条関係)

候	第	候	第
		補	第

補 者	号 の
年 月 日執行 何選挙	
選挙事務所	
沖縄県選挙管理委員会 印	

者届出政党	年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙	区 号 の
選挙事務所		
沖縄県選挙管理委員会 印		

備考 1 衆議院小選挙区選出議員選挙においては番号の上部に各選挙区名を表示する。

2 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、「年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

備考 1 この標札は、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党用である。

2 「年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

第 7 号様式を次のように改める。

第 7 号様式（第 6 条関係）

選挙用自動車又は船舶	年 月 日執行 何選挙	候補者	第 号
沖縄県選挙管理委員会 印			

選挙用自動車又は船舶	年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙	候補者届出政党	第 号
沖縄県選挙管理委員会 印			

備考 1 衆議院小選挙区選出議員選

備考 1 この標札は、衆議院小選挙

挙においては番号の上部に各選挙区名を表示する。

- 2 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、「 年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

第 8 号様式中

選 挙 印	院 小 印	を
-----------------	-----------------	---

備考 衆議院小選挙区選出議員選挙においては番号の上部に各選挙区名を表示する。

備考 この標札は、衆議院小選挙区選出選挙における候補者届出政党用である。

選 挙 印	院 小 印
-----------------	-----------------

備考 1 衆議院小選挙区選出議員選挙においては番号の上部に各選挙区名を表示する。

備考 1 この標札は、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党用である。

に改める。

- 2 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、「 年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

」

第 9 号様式に備考として次のように加える。

備考 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、「 年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

第 10 号様式に備考として次のように加える。

備考 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、「 年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

第 11 号様式備考に次の 1 項を加える。

- 3 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、「 年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。

第 11 号の 3 様式中「衆議院議員選挙」を「衆議院小選挙区」に、「選挙運動用ポスター（政）」を「政党用ポスター」に、「沖縄県選挙管理委員会」を「沖縄県選管」に、「備考 番号の代わりに政党名を入れることもできる。」を「備考 1 番号の代わりに政党名を入れることもできる。」に改める。

- 2 「 年執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。」

る。

第 21 号様式中

「備考 丸の中には、衆議院小選挙区選出議員選挙にあつては「衆」、参議院議員選挙区選出議員選挙にあつては「参」、知事選挙にあつては「知」とそれぞれ略字を入れる。」

「備考 1 丸の中には、衆議院小選挙区選出議員選挙にあつては「衆」、参議院選挙区選出議員選挙にあつては「参」、知事選挙にあつては「知」とそれぞれ略字を入れる。

- 2 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、「 年 月 日執行」とあるのは、「第何回」とすることができる。」

- 3 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の候補者届出政党に交付する場合にあつては、「候補者」とあるのは「候補者届出政党」と、「個人演説会用」とあるのは「政党演説会用」とす

る。』
改める。
第22号様式備考を次のように改める。
備考 1 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙においては、「 年執行何選挙」とあるのは、「第何回衆議院小選挙区」とすることができる。
2 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙においては、「選挙運動用ビラ」とあるのは、公職の候補者に交付する場合にあつては「候補者用ビラ」と、候補者届出政党に交付する場合にあつては「政党用ビラ」とすることができる。
第29号様式中「第31条本文」を「第28条本文」に改める。
附 則
この告示は、令和 6 年10月15日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会訓令第 1 号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 6 年10月15日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和47年沖縄県選挙管理委員会訓令第 2 号）
- (2) 最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程（昭和47年沖縄県選挙管理委員会訓令第 3 号）

附 則

この訓令は、令和 6 年10月15日から施行する。

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 1 区選挙長告示第 1 号

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 1 区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 6 年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙
沖縄県第 1 区選挙長 武 田 昌 則

令和 6 年10月15日午前10時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県庁 4 階講堂
令和 6 年10月15日午前10時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 1 区選挙長告示第 2 号

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 1 区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙
沖縄県第 1 区選挙長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年10月24日 午後 5 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 2 区選挙長告示第 1 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 2 区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第 2 区選挙長 高 江 州 義 直

令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 4 階講堂

令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 2 区選挙長告示第 2 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 2 区の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において準用する同法第 62 条第 6 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第 2 区選挙長 高 江 州 義 直

1 日時 令和 6 年 10 月 24 日 午後 5 時

2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 3 区選挙長告示第 1 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 3 区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第 3 区選挙長 勝 連 盛 博

令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 4 階講堂

令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 3 区選挙長告示第 2 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 3 区の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において準用する同法第 62 条第 6 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第 3 区選挙長 勝 連 盛 博

1 日時 令和 6 年 10 月 24 日 午後 5 時

2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 4 区選挙長告示第 1 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 4 区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第 4 区選挙長 金 城 尚 子

令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 4 階 講堂
令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第 4 区選挙長告示第 2 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第 4 区の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において準用する同法第 62 条第 6 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙

沖縄県第 4 区選挙長 金 城 尚 子

- 1 日時 令和 6 年 10 月 24 日 午後 5 時
 - 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室
-

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第 1 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 武 田 昌 則

令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 4 階 講堂
令和 6 年 10 月 15 日 午前 10 時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第 2 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において準用する同法第 62 条第 6 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 6 年 10 月 24 日 午後 5 時 30 分
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地